

公益財団法人滋賀県建設技術センター下水道排水 設備工事責任技術者試験および更新講習実施要領

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要領は、公益財団法人滋賀県建設技術センター下水道排水設備工事責任技術者資格認定のための試験および更新講習実施要綱(以下「実施要綱」という。)に定める基本的事項の実施等において必要な事項を定める。

第2章 責任技術者の試験および新規登録

(試験の受験資格)

第2条 実施要綱第7条第2項第2号の年数は、試験実施日を基準として算定する。

2 実施要綱第7条第1項中の「これに相当する課程」とは、次の各号に掲げる課程とする。

- (1) 土木科、農業土木科および農業工学科
- (2) 建築科、建築工学科および設備工学科
- (3) 衛生工学科
- (4) その他第1号から第3号までに相当するものとして理事長が認める課程

3 次項および実施要綱第7条第1項第1号から第3号に掲げる実務年数は、試験の受験申込日を基準として算定する。

4 実施要綱第7条第1項第4号に規定する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による専修学校または各種学校において、土木または、これに相当する課程を修了した者、および職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による公共職業訓練施設において配管科を修了した者
- (2) 学校教育法による高等学校または旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中学校以上の学校を卒業した者で、農業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽(以下「農業集落排水施設等」という。)の工事の設計または施工に関して1年以上の実務経験を有するもの
- (3) 農業集落排水施設等の工事の設計または施工に関して2年以上の実務経験を有する者
- (4) その他第1号から第3号までに準ずる者として、理事長が認める者

(試験の受験申込み)

第3条 試験を受験しようとする者は、下水道管理者を経由して、理事長が定める期間内に、受験申込み書(様式第1～第3)に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。書類の提出は受付機関窓口への持参によることとし、郵送による申込みは認めない。ただし、追加、修正等のための再提出はこのかぎりでない。

- (1) 実施要綱第7条に規定する受験資格を有することを証する書類(卒業証明書や卒業証書等)
- (2) 申込み3ヶ月以内の住民票記載事項証明書(住民票可)
- (3) 顔写真(2枚)
- (4) 受験手数料払込金受領証またはその写し

2 下水道管理者は、実施要綱第7条に規定する受験資格を確認のうえ受理し、これを取りまとめ、理事長に送付する。

3 理事長は、受験申込書の送付を受けたときは、速やかに試験の受験申込者に受験番号および試験会場を記した受験票(様式第3)を送付する。

(試験の実施方法)

第4条 試験の実施は、試験運営委員会において試験実施計画等を定めて行う。

(試験の採点および合否の判定)

第5条 実施要綱第11条の試験の合否の判定は、試験の採点基準および合否の判定基準を定めて行う。

(合格者の名簿の取扱い)

第6条 下水道管理者は、実施要綱第11条の規定により合格者の名簿の通知を受けたときは、これを保管する。

(試験の合格の取消しおよび登録の取消し等の異議の申立て)

第7条 実施要綱第12条第2項の規定により試験の合格の取消しを通知された者および実施要綱第14条第2項の規定により責任技術者の登録の取消し等を通知された者は、当該通知(様式第6)を受理した日以後2週間以内に、下水道管理者を経由して理事長に異議の申立てを行うことができる。

2 理事長は、前項の異議の申立てを受けたときは、資格審査委員会に諮り、速やかに対応を決定して、その結果を申立人に通知しなければならない。

(新規登録)

第8条 実施要綱第13条第1項の規定による新規登録は、合格者が受験申込みの際に記入して提出した書類等の情報を用いて行うものとする。

2 受験申込み時に提出した内容にその後の変更が生じた場合、合格の通知を受けた受験者は、理事長の定める日までに変更の内容を届け出なければならない。

3 前項による変更の届け出は、第3条第1項に準じて、変更内容を証する書類等を添付することを要する。

(責任技術者証)

第9条 理事長は、責任技術者の登録を行ったときは、その者に対し責任技術者証(様式第8)を交付する。

2 前項の責任技術者証の交付は、理事長が責任技術者証を下水道管理者に送付し当該下水道管理者から当該責任技術者に交付する方法、理事長が当該責任技術者に直接交付する方法等により行う。

3 責任技術者は、排水設備工事に関する業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、下水道管理者の要求があったときは、これを提示しなければならない。

4 責任技術者は、責任技術者証を他人に譲渡し、または貸与してはならない。

5 責任技術者は、責任技術者証を汚損し、または紛失したときは、遅滞なく、下水道管理者を経由して、または直接持参して、技術者証再交付申請書(様式第10)を理事長に提出し、再交付を受けなければならない。

6 責任技術者は、実施要綱第14条第1項および第2項の規定により登録の取消し等を受け理事長から責任技術者証の返還等を求められたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

(変更の届出)

第10条 責任技術者は、届出の内容に変更があったときは、遅滞なく責任技術者届出事項変更届(様式第11)を、下水道管理者を経由して、または直接持参して、理事長に提出しなければならない。なお、住所、氏名に変更のある者については、住民票記載事項証明書(住民票可)を添付して提出しなければならない。

2 理事長は、変更届を受理した時は、その内容について各下水道管理者に通知する。

第3章 責任技術者の更新講習および更新登録等

(更新講習の指定)

- 第11条 理事長は、更新講習の受講および更新登録の円滑な実施を図るため、更新登録を行う必要のある責任技術者に対し、あらかじめ更新講習に関する期日等の指定を行う。
- 2 前項により期日の指定を受けた責任技術者が、事情により指定日に受講することができないときは、受講日変更依頼書(様式第16)により期日指定の変更を申し出ることができる。また当該年度のいずれの講習も受講できないときは、申出書(様式第17)を提出し、実施要綱第20条第5項による次年度以降の更新を求めることができる。
 - 3 実施要綱第20条第4項の規定により資格を一時停止されている責任技術者が更新登録を希望するときは、申出書(様式第17)により自ら申し出なければならない。申し出を受けた理事長は、同条第5項に規定する条件を満たすことができる場合にかぎり、直近に開催予定の講習日等を指定することにより、更新講習を受講できるよう配慮するものとする。

(更新講習の受講申込みおよび更新登録の申請)

- 第12条 更新講習の受講および更新登録をしようとする責任技術者は、下水道管理者を經由して、理事長が定める期間内に、受講申込および更新登録申請書(様式第12)に顔写真および更新を受けるために必要な手数料の払込金受領証またはその写しを添付して、提出しなければならない。書類の提出は持参によることとし、郵送は認めない。また、前回登録を受けた日または責任技術者届出事項変更届を提出した日以降に住所、氏名を変更している者については、併せて住民票記載事項証明書(または住民票)の提出をしなければならない。
- 2 下水道管理者は、受講申込および更新登録申請書を取りまとめ、所定期間内に理事長に送付する。ただし、実施要綱第20条第5項による申し出の場合は、その都度送付するものとする。
 - 3 理事長は、受講申込および更新登録申請書の送付を受けたときは、速やかに更新講習の受講および登録の申請者に更新講習受講票(様式第14)を送付する。

(更新講習の実施方法)

- 第13条 更新講習の実施は、更新講習運営委員会において、講習実施計画等を定めて行う。
- 2 更新講習は、日本下水道協会が発行する「下水道排水設備指針と解説」および「排水設備工事責任技術者講習用テキスト」、またはこれに準拠したもの、その他理事長が適切と認めるものを教材として用いて行う。
 - 3 設計および施工に関しては、演習や模型等を用いて具体的に行うこともできる。

(継続して登録される者の名簿の取扱い)

- 第14条 下水道管理者は、実施要綱第20条第3項の規定により継続して登録される者の名簿の通知を受けたときは、これを保管する。

(更新による責任技術者証)

- 第15条 理事長は、責任技術者が更新講習を修了した者に対し、責任技術者証(様式8-1)を交付する。
- 2 取扱いについては、第9条第3項から第6項の規定に準じて行う。

(受験講習の実施方法)

- 第16条 実施要綱第21条に定める受験講習は、第11条第1項の規定に準じて行う。
- 2 受験講習を受講しようとする者は、下水道管理者を經由して、または直接持参して、理事長が定める期間内に受験講習受講申込書(様式第13)を提出しなければならない。
 - 3 下水道管理者は、受験講習受講申込書を取りまとめ、所定期限内に理事長に送付する。

- 4 理事長は、受験講習受講申込書の送付を受けたときは、速やかに受験講習申込者に受験講習受講票(様式第15)を送付する。
- 5 受験講習の実施は、第13条第1項の規定に準じて行う。
- 6 受験講習は、日本下水道協会が発行する「排水設備工事責任技術者試験共通問題集」および「下水道排水設備指針と解説」、その他理事長が適切と認めるものを用いて行う。

付 則

(施行期日)

この要領は、公益財団法人滋賀県建設技術センター設立の登記の日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

試験および更新講習実施要領様式一覧

様 式	名 称	関係条文
第1	受験申込書	第3条第1項
第2	写真票	第3条第1項
第3	受験票	第3条第1項、第3項
第6	通知書	第7条第1項
第8	責任技術者証	第9条第1項
第8-1	責任技術者証(継続)	第15条第1項
第10	責任技術者証再交付申請書	第9条第5項
第11	責任技術者届出事項変更届	第10条第1項
第12	更新講習受講申込および更新登録申請書	第12条第1項
第13	受験講習受講申込書	第16条第2項
第14	更新講習受講票	第12条第3項
第15	受験講習受講票	第16条第4項
第16	受講日変更依頼書	第11条第2項
第17	下水道排水設備工事責任技術者資格の更新にかかる申出書	第11条第2項、第3項